

(写)

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第9号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市手数料条例（平成12年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 屋外広告物許可申請手数料			別表第2（第2条関係） 屋外広告物許可申請手数料		
広告物の種類	単位	金額	広告物の種類	単位	金額
はり紙、ポスター	1件につき50枚までごとに	<u>450円</u>	はり紙、ポスター	1件につき50枚までごとに	300円
はり札	1件につき10枚までごとに	<u>750円</u>	はり札	1件につき10枚までごとに	<u>500円</u>
省略			省略		
広告板	1枚につき3㎡までごとに	<u>1,100円</u>	広告板	1枚につき3㎡までごとに	<u>750円</u>
広告塔	1枚につき3㎡までごとに	<u>1,100円</u>	広告塔	1枚につき3㎡までごとに	<u>750円</u>
アーチ	1基につき3㎡までごとに	<u>1,300円</u>	アーチ	1基につき3㎡までごとに	<u>900円</u>
省略			省略		
照明広告	1基につき3㎡までごとに	<u>1,200円</u>	照明広告	1基につき3㎡までごとに	<u>800円</u>
省略			省略		

アドバルーン	1個につき	1,800円
近隣店舗等案内広告	1枚につき2㎡までごとに	850円
車体利用広告	1枚につき3㎡までごとに	750円
省 略		

アドバルーン	1個につき	1,700円
近隣店舗等案内広告	1枚につき2㎡までごとに	800円
車体利用広告	1枚につき3㎡までごとに	650円
省 略		

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。